

1. 会議規則 第4条の改正について

現行の甲賀市地域医療審議会規則

(部会)

第4条 審議会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させるものとする。

- (1) 信楽中央病院部会 病院改革プランの改定並びに実施状況の点検及び評価に係る事項
- (2) 水口医療介護センター部会 経営計画の改定並びに実施状況の点検及び評価に係る事項

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 第2条、第3条、第5条及び第6条の規定は、部会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

2. 水口部会／信楽部会の方向性

【部会の役割】

部会は、地域医療審議会規則により設置しており、信楽中央病院部会は「病院改革プランの改定並びに実施状況の点検及び評価に係る事項」を、水口医療介護センター部会は「経営計画の改訂並びに実施状況の点検及び評価に係る事項」を、それぞれ所管している。

【部会の現状】

○水口医療介護センター部会

- ・令和5年度末に、水口医療介護センターの介護老人保健施設ケアセンターささゆりを廃止し、みなくち診療所は令和6年度から指定管理者による運営を行っている。
- ・施設の方向性が決まっており経営計画の立案や審議の必要性がなくなったことから、部会の役割は終了

○信楽中央病院部会

- ・「病院改革プラン」にかわり「信楽中央病院経営強化プラン」の策定が令和6年3月に完了

【今後の方向性(案)】

両部会とも、令和5年度末で一区切りを迎えたため、令和6年度から両部会を廃止し、審議会本体で信楽中央病院の経営計画も所管する。

改正案	現行
削除 (審議事項) 第4条 審議会の議事は、当該各号に定める事項を調査審議するものとする。 (1) 甲賀市立信楽中央病院経営強化プランの改定並びに実施状況の点検及び評価に係る事項 (2) 本市における地域医療の体制に関する事項	(部会) 第4条 審議会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議させるものとする。 (1) 信楽中央病院部会 病院改革プランの改定並びに実施状況の点検及び評価に係る事項 (2) 水口医療介護センター部会 経営計画の改定並びに実施状況の点検及び評価に係る事項 2 前項各号に掲げる部会（以下「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。 3 第2条及び前条の規定は、部会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。 4 前3項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。